## 長期欠席における学校給食費停止の手続について

日頃から、本市の教育行政に御理解、御協力いただき、ありがとうございます。

児童・生徒の傷病や長期欠席等により、学校の給食実施日において連続して4日以上、給食を食べないことが見込まれる場合、「学校給食費区分変更届」を学校に提出していただくことで、学校給食費の請求を停止することができます。

停止手続後、学校に登校する場合や給食の再開を希望する場合も、学校に御相談くださいますようお願いいたします。(給食を食べた場合は日数分の給食費が発生します。)

また、学校給食費の手続に関するお問合せ・御相談は、健康給食推進室でも受け付けておりますので、下記まで御連絡ください。

## 学校給食費の停止・再開・変更(学校給食費の調整)について

- ■学校給食費の調整は、<u>学校が届出を受けた日の翌日から起算して8日目(土日・休</u> 日等を除きます)以降に適用されます。
- ■学校給食の停止については、届出がない限り食材発注が行われます。喫食の有無にかかわらず、学校給食費の請求が発生しますので、お早めに学校への届出をお願いします。 (「学校給食費についてのお知らせ」の内容抜粋)

川崎市では、毎日約11万食分の食材を調達していることから、給食食材の発注変更には一定の期間を要します。

そのため、届出日の8開庁日後から給食の停止(給食費の請求停止)等ができることとなっていますので、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。



## 【お問合せ先】

教育委員会事務局 健康給食推進室 会計担当 044-200-2539